

ひみ漁業交流館魚々座
指定管理者募集要項

平成28年12月

氷見市 まちづくり推進部
魚々座・漁業文化推進室

氷見市では、ひみ漁業交流館魚々座の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行う指定管理者を公募します。

ひみ漁業交流館魚々座の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める本募集要項及びひみ漁業交流館魚々座管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に則り、指定申請書に事業計画書など必要な書類を添えて提出してください。

1 施設の概要

(1) 名称 ひみ漁業交流館魚々座

(2) 所在地 氷見市中央町7番1号

(3) 施設の沿革、役割等

道の駅の移転に伴い、建物（土地は県有地を占有）を氷見市が取得し、氷見漁港内（県営漁港内）であることから、氷見の漁業や漁村文化の伝承と伝統技術の継承を核とし、人と人の交流による、新たなまちづくりが生まれる交流施設として、また新たな道の駅「ひみ番屋街」と一体となった交流エリアを形成し、さらには中心市街地への回遊性を高め、賑わいの場を創出する施設として国土交通省社会資本総合整備事業交付金を受け整備したものです。

平成27年4月に開館し、国際交流、国内交流、多世代交流や教育といった公的事業の展開と氷見が漁業のまちであり続けるための社会的事業を実施するために、約1年半の間、氷見市で運営を行ってきました。

今後は、「魚食の普及」と「体験観光プログラム」の開発の2つの課題に絞り、事業の社会的な意義に収益性が伴う施設運営を検討しています。

(4) 施設の構成（規模、構造、用途等）

①魚々座

- ・敷地面積：3,348.46㎡
- ・建築面積：2,004.59㎡
- ・構造：鉄骨平屋建て
- ・建築年月：平成12年4月
- ・展示定置網
定置網の構造が判る大型模型の展示（L=7.2m）
- ・展示スペース
市民等からの無償提供による漁具、民具等（約4,000点）の展示場
- ・海洋文化ラボ
海洋文化の発信を目的に図書コーナーのほか体験、展示工房
- ・多目的スペース
料理講習等の体験活動ほか講演会やコンサートなど多彩な活用スペース
- ・オープンキッチン
調理台、給排水設備（湯沸機能あり）、冷蔵庫等を常設（ステンレス製）
- ・厨房・休憩スペース
魚食の普及と来館者への飲食提供サービスとしての厨房及び休憩場所
※営業許可申請：食品衛生管理者の設置が必要
- ・施設管理事務室

②プリンス館

- ・施設面積：293㎡
- ・建築面積：80.8㎡

- ・建物構造：木造平屋建て
- ・展示室
漁業文化をPRするための別棟の展示室
- ・休憩室
会議室、事務室、休憩室を兼ねる

(5) 平成27年度の事業概要（詳細：別紙1）

- ・開館期間：平成27年4月21日～平成28年3月31日
- ・総入館者数：47,217人
うち有料入館：24,045人
うち無料入館：23,172人
- ・全体事業費：72,066,499円
- ・事業収入額：14,311,029円
うち使用料：7,314,819円（入館料、施設使用料）
うち雑収入：6,996,210円（飲食、物販、体験）
- ・市繰入金額：46,005,000円
- ・繰上充用金：11,750,470円

(6) 利用料金

①入館料等

入館料、専用使用料、レンタサイクル使用料等の額は、条例及び施行規則に定める範囲内とし、市長の承認を得て指定管理者が定め、その収入は指定管理者の収入とします。

(入館料)

区 分		単 位	金 額
普通入館料	個人	1回	300円
	20人以上の団体	1人につき1回	250円
1年通用入館券入館料		1年	1,000円

備考 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る入館料は、無料とする。

(専用使用料)

種別	単 位	金 額
多目的スペース	1時間	10,000円を超えない範囲内
その他の区域	1平方メートルにつき1日	800円を超えない範囲内

※施設の一部を指定管理者以外の者に専用使用（テナント等を含む）させる場合、又は指定管理者の自主事業で専用使用する場合は、専用使用料の徴収対象となります。

(レンタサイクル使用料)

自転車の種類	単 位	金 額
普通自転車	1台につき1時間	1,000円を超えない範囲内
電動自転車	1台につき1時間	1,000円を超えない範囲内

②その他利用料（上記①以外の利用料）

上記①に準ずる利用料以外（例：飲食提供料・物品販売代・体験料など指定管理者が独自に行う自主事業）の利用料金は、指定管理者の収入とし、その料金の額は指定管理者が設定できます。

(7) 休館日及び開館時間

①休館日

- ・水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- ・休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、これらの日後の最初の日曜日、土曜日又は休日でない日）
- ・1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

②開館時間

- ・午前9時から午後5時まで

2 指定管理者が行う施設管理の基準

適正な管理を行う上で必要な管理基準の基本事項は、次のとおりです。

- (1) 入館料、専用使用料、レンタサイクル利用料等の額は条例及び施行規則に規定する範囲内とし、市長の承認を得て指定管理者が定め、その収入は指定管理者の収入とします。
- (2) 開館日及び開館時間はひみ漁業交流館魚々座条例に規定しますが、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができます。
- (3) 施設の設備及び物品を適切に維持管理するとともに、利用者に対するサービスの向上に努めて下さい。また、苦情等には迅速かつ適切に対応して下さい。
- (4) 地方自治法その他関係法令及び条例、規則、協定書、仕様書等を、遵守して下さい。
- (5) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、管理する施設の業務に従事している者は、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。また、指定管理者の指定の期間が終了後（指定の取り消しを含む）、又は従事者の職を退いた後においても同様とします。
- (6) 施設の管理に係る情報の公開に関し、必要な措置を講じることとします。
- (7) 毎年度、事業開始前に施設管理業務及び提案事業の事業計画書を、事業終了時に事業報告書を作成し、氷見市が指定する期日までに提出して下さい。
- (8) 管理運営に係る経費は協定を締結後、原則として年4回に分割し支払うものとし、原則として精算を行いません。
- (9) 指定管理者は、指定管理者として作成、整備した帳簿、関係書類を、年度事業終了後5年間以上保存して下さい。

※管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の利用に関する業務

- ①利用の承認等
- ②利用料の徴収、減免等

- (2) 入館管理に関する業務
 - ①入館料等の徴収、減免等
 - ②入館の拒否、制限等
- (3) 施設の維持管理に関する業務
 - ①施設内の日常清掃及び定期清掃等
 - ②施設及び展示物等の警備等
 - ③敷地内の清掃及び緑地、樹木の維持管理
 - ④機械設備、工作物等の保守点検
- (4) その他、市が必要と認める業務

4 指定（予定）の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日までとします。

ただし、各年度終了後に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないときなどの場合は、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること（※個人での応募はできません。）
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者
 - ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
 - ⑤地方自治法第244条の2第11項の規定により氷見市又は他の地方自治団体から指名の取消しを受けてから3年を経過しない者
 - ⑥指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ⑦氷見市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者
 - ⑧氷見市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）
 - ⑩指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体
- (3) 共同事業体等の連合体による応募
 - ①複数の法人その他の団体により構成された共同事業体等で応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、共同事業体等による応募の構成団体となることができません。また、同時に複数の共同事業体等の構成団体となることもできません。

- ② 共同事業体等で応募する場合は、代表団体を定める必要があります。
- ③ 共同事業体等で応募する場合は、共同事業体等の構成団体の全てに（２）の資格要件が必要となります。
- ④ 共同事業体等で応募する場合、共同事業体等の構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該共同事業体等が負担する債務の履行等について、共同事業体等全体として連帯して責任を負うものとしします。

6 提出書類

（１）申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書【様式第 1 号】
- ② ひみ漁業交流館魚々座指定管理者事業計画書【様式第 2 号】
- ③ ひみ漁業交流館魚々座 施設管理業務 収支予算書【様式第 3 号の 1】
- ④ ひみ漁業交流館魚々座 提案事業 収支予算書【様式第 3 号の 2】
- ⑤ 連絡先一覧【様式第 4 号】
- ⑥ 代表者等名簿【様式第 5 号】
- ⑦ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- ⑧ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ⑨ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- ⑩ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- ⑪ 申請者の事業所が所在する市区町村税の納税証明書
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

※②については平成 29 年度分を、③、④については平成 29 年度以降の年度分を提出して下さい。

（２）共同事業体等（共同事業体等の連合体）により応募する場合

- ① 上記の①～⑤及び⑫の書類
- ② 共同事業体等構成員個々についての、上記の⑥～⑪までの書類
- ③ 共同事業体等の目的や運営に関わる事項について当該共同事業体等の構成団体が合意した旨を記した書面（協定書等）
- ⑤ 指定管理業務共同事業体協定書（案）に準じた協定の副本【参考様式 1】

7 事業規模

平成 27 年度における維持管理業務に要した経費は、別紙 1 のとおりです。

なお、事業規模については、この別紙 1 の金額を目安としますが、魚食の普及、体験観光プログラムの開発などで事業成果が見込める提案事業については別途経費として協議します。このことを踏まえて事業計画、収支予算を策定してください。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- （１）受付期間は、募集の翌日から平成 29 年 1 月 10 日（火）までとします。
- （２）受付方法は、質問書【様式第 6 号】に記入のうえ、郵送、FAX 又は電子メールで提出してください。

9 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 氷見市 まちづくり推進部 魚々座・漁業文化推進室
〒935-8686 氷見市 鞍川1060番地
電話：0766-74-8018
FAX：0766-74-4004
- (2) 提出期間 募集の翌日から平成29年1月13日（金）まで（土日、祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

10 選定方法

次に掲げる要件を満たすもののうちから、総合的な評価に基づいて指定管理者の候補者を選定します。

- (1) 市民の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 氷見の漁業にまつわる歴史や文化、漁法等の知識を有すること。
- (3) 市内の水産関係及び事業者、市民と連携し、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該申請をした法人その他の団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力及び技術的能力を有するものであること。
- (5) 地域の雇用の創出（確保）や市民、事業者、地場産業等への波及効果が期待されるものであること。
- (6) 近隣の地域や住民との連携及び地域活動への積極的な参加協力等を行うものであること。
- (7) 自主事業に関わらず、「魚食の普及」や「体験観光プログラムの開発」など施設の社会的な意義の達成を施設の魅力アップに繋げ、収益性も望める事業提案等があること。

※また選定とは別に、公開でのプレゼンテーションを実施する場合があります。
この場合、プレゼンテーションでの新たな資料及び追加資料の配布は認めません。

11 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

12 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている。
- (4) 虚偽の内容が記載されている。
- (5) その他、不相当と認められる。

13 指定管理者の指定までのスケジュール（予定）

- (1) 募集期間：平成28年12月7日から平成29年1月13日まで
- (2) 事前審査：平成29年1月16日から同年1月20日頃まで
- (3) 選定委員会：平成29年1月24日から同年1月27日までの期間で予定

- (4) 平成29年1月末までに選定終了・結果通知
- (5) 指定協議：指定管理候補者と事業内容・事業計画等の協議・仮協定の締結
- (6) 指定の議決：平成29年3月氷見市議会定例会にて指定及び管理料の議決

1.4 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1.5 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は、氷見市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定に当たっては、市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は各会計年度における氷見市の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

1.6 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。
(当該書類は、指定管理者の選考及び指定に関する事務に使用します。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

1.7 様式

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
- (2) ひみ漁業交流館魚々座指定管理者事業計画書【様式第2号】
- (3) ひみ漁業交流館魚々座 施設管理業務収支計画書【様式第3号の1】
- (4) ひみ漁業交流館魚々座 施設管理業務収支計画書【様式第3号の2】
- (5) 連絡先一覧【様式第4号】
- (6) 代表者等名簿【様式第5号】
- (7) 質問書【様式第6号】
- (8) 指定管理業務共同事業体協定書（案）【参考様式1】

(注) 事業計画書作成時における留意事項

- ①様式を指定している書類は全てA4サイズで統一し、個々の欄が狭い場合は基本の書式を変えず適宜欄の大きさを変更し記入して下さい。
- ②事業計画書とは別に、説明資料を添付していただくことも可能ですが、上記以外の書類についても出来る限りA4サイズとして下さい。
- ③提出部数は、原本1部・副本10部とし、副本における証明書類等はコピー可とします。

1.8 問い合わせ先

氷見市 まちづくり推進部 魚々座・漁業文化推進室
〒935-8686 氷見市 鞍川1060番地
電話：0766-74-8018 FAX：0766-74-4004
E-mail：totoza@city.himi.lg.jp

別紙 1

平成 27 年度 入館者数 (内訳)

項目	入館者総数	有料入館者		無料入館者
		一般	団体	
金額	47,217 人	21,136 人	2,909 人	23,172 人

1. 入館者数には、ワークショップ専用使用の人数を含みます。
2. 小中学校の修学旅行等での団体入館も、無料入館者に計上しています。

平成 27 年度 事業収入額 14,311,029 円
(内訳)

項目	使用料収入		雑収入			
	入館料	施設使用料	飲食販売料	体験料	物品販売料	その他
	7,082,750 円	232,069 円	6,052,120 円	246,096 円	665,653 円	32,341 円

平成 27 年度 漁業交流施設管理経費

項目	決算額	摘要
1) 漁業交流施設管理費	32,534,488 円	主に施設の維持管理経費
社会保険料	599,476 円	臨時職員：1 名
賃 金	12,033,173 円	パート：10 名 (延べ数)
消耗品費	7,643,010 円	事務用・厨房食材・清掃用・体験用等
燃料費	143,825 円	ガス代・ガソリン代
食料費	47,600 円	給茶機用茶葉代
印刷製本費	0 円	前年度で作成したため未計上
光熱水費	5,443,297 円	電気・上下水道料 (プリンス館公衆トイレ含む)
修繕料	164,990 円	施設修繕・自転車修理等
通信運搬費	290,122 円	電話料等
保険料	96,872 円	保険料 (損害賠償、自転車等)
その他役務費	1,584,000 円	新聞、雑誌等での広告宣伝費
委託料	3,213,448 円	館内清掃、ごみ収集、機械警備等委託
使用料及び賃借料	934,550 円	自動車、コピー機、券売機等リース料
備品購入費	326,125 円	パソコン・プリンタ
負担金	14,000 円	まちの駅、食品衛生等
公課費	0 円	消費税 (次年度)

- ※上記の事業運営にかかる市職員 (3 名) の給与関係費は、別途計上しています。
 ※政策的な事業経費 (展示品の収集や展示管理、海洋文化ラボの運営委託) として、
 1,200 万円を別途計上しています。

平成 年 月 日

氷見市長

あて

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

氷見市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、次の公の施設の、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称 ひみ漁業交流館 魚々座

【様式第2号】

ひみ漁業交流館魚々座 指定管理者事業計画書

平成 年 月 日

1) 管理運営方針

施設の維持管理だけでなく、施設の持つ社会的な意義を踏まえた施設運営にたいする考え方と指定管理期間内における各年度毎の取り組みや目標等（自主事業、提案事業を含む）を記載して下さい。

2) 年間の事業の実施計画

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

3) 水産関係事業者や地域事業者、市民との連携について
4) 市民、地域、地域産業等への波及効果について
5) 市内の他施設との連携について
6) 業務の安全面に関する方策について
7) 利用者等の要望の把握及び実現策について
8) 利用者等のトラブルの未然防止と対処方法について

9) 地域住民との協働及び地域活動について
10) 個人情報保護のための方策について
11) 緊急時の対応について (防犯、防災等)
12) 魚食普及の目的 (意義) と取り組み (申請者からの提案事業) について
13) 体験観光プログラムの開発 (申請者からの提案事業) について
14) その他特記事項

1 5) 職員配置計画

区 分		施設管理業務		提案事業	
職 種	資 格 等	実人数	体制	実人数	体制
合 計					

施設管理事業と提案事業を兼務する職員については、給与・手当等を算定する事業の欄に記載してください。

【様式第3号の1】

平成 年 月 日

ひみ漁業交流館魚々座 施設管理業務

収支予算書（平成 年度）

1 収入 (金額の単位：円)

	金額	積算内訳	備考
市からの委託料等			
入館料等（※1）			
その他利用料			
合計			

※1 本要項の、1施設の概要の（6）利用料金①入館料等に規定する項目に対し規定の額の範囲内で徴収することができます。

※2 上記の入館料等に準ずるもので、新たに項目や金額を設定しての徴収はできません。

2 支出 (金額の単位：円)

	金額	積算内訳 <u>人数、日数、時間、単価などを 具体的に記入</u>	備考
人件費			
事務費			
消耗品費			
光熱水費			
委託料			
負担金			
合計			

※平成29年度から32年度までの施設管理業務については、1年間（12ヶ月間）の収支を年度ごとに作成して下さい。（毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可）

ひみ漁業交流館魚々座 提案事業

収支予算書（平成 年度）

1 収 入

（金額の単位：円）

	金 額	積算内訳	備 考
市からの委託料等			
その他利用料（※1）			
合 計			

※1 本要項の1施設の概要の（6）利用料金の①入館料等に準ずるもので、新たに項目や金額を設定しての徴収はできません。

2 支 出

（金額の単位：円）

	金 額	積算内訳 人数，日数，時間，単価などを 具体的に記入	備 考
人 件 費			
事 務 費			
消 耗 品 費			
光 熱 水 費			
委 託 料			
負 担 金			
合 計			

※提案事業については、事業計画に添って平成29年度分を作成して下さい。

【様式第4号】

連絡先一覧

申請名 _____.

[担当者連絡先（共同事業体にあつては、代表団体の担当者）]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

(以下、共同事業体のみ)

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

(以下、共同事業体の構成員に合わせて、記入枠を追加して下さい。)

【様式第5号】

代 表 者 等 名 簿 (共同事業体にあつては構成団体ごとに作成)

申請者名 () 構成団体名 ()

役 職	氏 名	住 所	生年月日

【様式第6号】

平成 年 月 日

質 問 書

ひみ漁業交流館魚々座指定管理者募集要項について、次のとおり質問します。

団体名	
所在地	
担当部署名	
担当者名	
連絡先 電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
質問事項	
質問内容	

※質問事項は、1問につき本様式を1枚使用し、簡潔にまとめてください。

申請書類等の記載時における注意事項

ひみ漁業交流館魚々座は氷見市が所有する公の施設であり、指定管理者は市長に代わって市民の財産を管理することになります。

事業計画や収支予算の作成にあたっては、効率の良い施設の管理と経営管理を図るとともに、市民・利用者からの信頼を損なうことのない事業運営を基本として作成して下さい。

1 事業計画書作成時における注意事項

- (1) 施設管理業務における事業計画書は、年間のスケジュールや地域事情、気候、災害予防、発生なども考慮し、法令の遵守、職員の体制や日常の安全管理、関係機関との連絡調整方法などを十分確認し作成して下さい。
- (2) 体験等の事業を計画する場合は、関係する機関や団体、個人との協力体制を十分確認し記載して下さい。
- (3) 食品衛生等に関する法令や旅行関係法令、海事関係法令などのほか、施設設備の改修、移動を伴う事案については、消防法等の各種法令違反とならないよう十分確認し記載して下さい。

2 収支予算書作成時における注意事項

(1) 「入館料等」について

- ① 「入館料等」とは、本要項の「1 施設の概要」の「(6) 利用料金」の「① 入館料等」に規定する項目で、規定の額の範囲内で徴収することができます。
- ② 上記の「入館料等」に準ずるもので、新たに項目や金額を独自に設定し徴収することは出来ません。
- ③ 「入館料等」については、必ず施設管理業務に計上して下さい。
- ④ 入館料を減額又は徴収しない場合は、その目的や効果を記載し、不足する収入分を単に指定管理料に頼るのではなく、経費の節減やその他の収入など収支予算書と合わせて作成して下さい。

(2) 「その他利用料」について

- ① 「その他利用料」とは、入館料等以外（飲食代や物品販売、体験料、参加料など）に指定管理者が独自に行う事業により、その利用者から徴収できるものです。

- ②「その他利用料」の額は、指定管理者が独自に設定することができます。
- ③「その他利用料」は、施設管理業務・提案事業のどちらに計上しても構いませんが、提案事業に計上し指定管理者の収入とする場合は、光熱水費の負担や施設及び設備機器の償却・消耗・整備の観点から、指定管理者であっても入館料等に規定する利用料等を納入する義務が生じます。
- ④上記③の場合は、提案事業の支出項目に施設管理業務の「入館料等」への支出を計上して下さい。
- ⑤施設管理業務に「その他利用料」として計上する場合は、利用者からの実費負担分とし上記③の利用料を算定する必要は生じません。

(3) 収入項目の記載について

- ①収入の見込額で事業費が大きく左右されます。年間の事業実施計画に基づき、実施回数や対応する人員体制、単価、利用者数などを十分に考慮して下さい。
- ②積算内訳には、収入見込額算定の根拠が分かるように、実施回数や単価、利用者数など、出来るだけ詳細に記載して下さい。

(4) 支出項目の記載について

- ①人件費や事業費が、収入事業と一致するように積算して下さい。
- ②人件費については、職員配置計画に基づき作成して下さい。
- ③施設の改修等が必要な場合は、その経費の積算根拠（事業者からの見積りなど）を記載して下さい。

3 その他

(1) 施設の改修等について

施設の改修及び展示物・設備等の移動には制限がありますので、事前に確認をして下さい。

(2) 提出書類について

- ①様式を指定している書類は全てA4サイズで統一し、個々の欄が狭い場合は基本の書式を変えず適宜欄の大きさを変更し記入して下さい。
- ②事業計画書とは別に、説明資料を添付していただくことも可能ですが、上記以外の書類についても出来る限りA4サイズとして下さい。
- ③提出部数は、原本1部・副本10部とし、副本における証明書類等はコピー可とします。